

キャッシュレス決済の導入を前提とした  
POSレジの導入に関する公募型プロポーザル審査委員会審査要領

1. 主旨・目的

この基準は、キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入に係る公募型プロポーザルへの参加する事業者（以下「提案事業者」という。）からの提案を審査し、本市が要求する事項を満たし、意欲的に取り組む姿勢を有する者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 審査方法

審査は、キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において次のとおり行うものとする。

（1）提案事業者が1者のみの場合でも、プロポーザルは成立するものとする。

（2）プロポーザルの審査については、「書類審査」及び「プレゼンテーション審査」の2つの審査方式により行う。

（3）事務局による「書類審査」において、該当する審査項目の評価点が高いものから順に、上位3者までが「プレゼンテーション審査」においてプレゼンテーションを実施できるものとする。

※なお、書類審査及び見積金額の評価が同点の場合については、書類審査の点数が高い提案書提出者を優先するものとする。

※また、キャッシュレス決済に係る取り扱いブランド及び手数料率一覧（様式第7-3号）に記載されたブランド等の総数が、規定数に満たないなど、要件を満たさないものと判断される場合は、プレゼンテーション審査に参加することができない。

（4）プレゼンテーション審査において、審査委員は、提案事業者からの提案内容を基に、審査項目一覧表（様式第8号）で採点を行うものとし、審査委員全員の評価点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

（5）審査委員は、事前に提出された資料及びプレゼンテーション・ヒアリングにて、企画提案書に基づくプレゼンテーションに基づき各提案を審査する。

（6）提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行う。

（7）プレゼンテーション審査における提案事業者の持ち時間は開始準備及び片付けを含め、1時間が割り振られるが、審査委員から直接提案事業者に対し質問及び発言を行うことについては、この時間内においてのみ可能とする。

（8）審査委員は、提案者の持ち時間内に説明される内容に基づき、審査項目一

覧表（様式第8号）の各審査項目について審査し、該当する評価を記載する。

（9）評価を記載するにあたり、他の審査委員との協議が必要な場合は、適宜設定する休憩時間及び審議時間にて審議を行う。

（10）事務局は、提案者毎にすべての審査委員による審査結果を集計したうえで、見積額に基づき算出した基礎点を合計し、審査委員に報告する。

（11）事務局からの報告を受けて、審査委員長は審査結果を読み上げ、優先交渉権者及び次点者を決定する。ただし、審査委員長は、提案者による提案に対する評価点が6割に満たない場合は、プロポーザルの中止を宣言する。

（12）最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、企画提案時に提出された見積額が最も安価な者を優先交渉権者として選定する。

（13）優先交渉権者として選定した場合でも、当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数が次点の第2位順位交渉事業者を優先交渉権者とする。

### 3. その他

この基準に定めのない事項については、審査委員の協議により決めることとする。